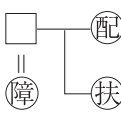
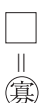
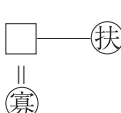


「平成24年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(104ページ)の使い方

- まず、控除対象配偶者と控除対象扶養親族の数の合計を求め、「①」の人数欄に対応する控除額を求めます。
- 次に、控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者等に該当する人がいる場合や所得者本人が障害者等に該当する場合には、「②」のイからト欄に掲げる控除額の加算額の合計額を求めます。
- 1及び2で求めた金額の合計額を所得税源泉徴収簿の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額①⑥」欄に記入します。

凡 例	☐	…………… 給与の支払を受ける人（所得者）	老扶	…………… 同居老親等以外の老人扶養親族
	配	…………… 一般の控除対象配偶者	障	…………… 一般の障害者
	扶	…………… 一般の控除対象扶養親族	同障	…………… 同居特別障害者
	△	…………… 控除対象扶養親族以外の扶養親族 （年齢16歳未満の扶養親族）	寡	…………… 一般の寡婦又は寡夫
	特扶	…………… 特定扶養親族		
	同居 老親	…………… 同居老親等である老人扶養親族		

区 分		設 例	早見表の当てはめる欄		求 め る 控 除 額 の 合 計 額
			「①控除対象配偶者及 び控除対象扶養親族の 数に応じた控除額」欄	「②障害者等がい る場合の控除額の 加算額」欄	
1 所得者が障害者、寡婦（寡夫）又は勤労学生でない場合	(1)控除対象配偶者も扶養親族もない人	☐	なし		① 380,000円
	(2)控除対象配偶者がいる人	☐ —配	1 人		① 760,000円
		☐ — 配 扶	2 人		① 1,140,000円
		☐ — 配 扶 = 老扶 扶	3 人	ト	① 1,520,000円 ②—ト 1 人 100,000円 計 1,620,000円
	(3)控除対象配偶者がなく控除対象扶養親族がいる人	☐ — 扶 = 同居老親 扶 = 特扶 扶	3 人	ホ及びヘ	① 1,520,000円 ②—ホ 1 人 200,000円 ②—ヘ 1 人 250,000円 計 1,970,000円
	(4)障害者である控除対象扶養親族がいる人	☐ — 配 扶 = 障 扶	3 人	ハ	① 1,520,000円 ②—ハ 1 人 270,000円 計 1,790,000円
	(5)同居特別障害者である扶養親族がいる人	☐ — 配 △ = 同障 扶	2 人	イ	① 1,140,000円 ②—イ 1 人 750,000円 計 1,890,000円

区 分		設 例	早見表の当てはめる欄		求 め る 控 除 額 の 合 計 額
			「①控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数に応じた控除額」欄	「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」欄	
2 場 合 所 得 者 が 障 害 者 で あ る	(1)控除対象扶養親族等がない人		なし	ハ	① 380,000円 ②ーハ 270,000円 計 650,000円
	(2)控除対象扶養親族等がいる人		2 人	ハ	① 1,140,000円 ②ーハ 270,000円 計 1,410,000円
3 又 は 寡 夫 で あ る 場 合 所 得 者 が 一 般 の 寡 婦	(1)控除対象扶養親族がない人		なし	ハ	① 380,000円 ②ーハ 270,000円 計 650,000円
	(2)控除対象扶養親族がいる人		1 人	ハ	① 760,000円 ②ーハ 270,000円 計 1,030,000円

国税庁では、源泉徴収義務者の方に最新の情報をお届けするため、国税庁ホームページ内に特設ページとして「源泉徴収義務者の方へ」のページ【www.nta.go.jp/gensen/index.htm】を設けています。

この「源泉徴収義務者の方へ」のページでは、年末調整の時期に必要となる「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの各種様式、「年末調整のしかた」などの各種手引・パンフレットや質疑応答事例など源泉所得税に関する情報を掲載していますので、是非ご利用ください。

なお、「源泉徴収義務者の方へ」のページは、国税庁ホームページのトップページの左下にある「源泉徴収義務者の方へ」の入口から簡単にアクセスすることができます。